

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第10号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第11条」に、「第13条～第23条」を「第12条～第22条」に、「第24条～第28条」を「第23条～第27条」に、「第29条～第37条」を「第28条～第36条」に、「第38条～第81条」を「第37条～第84条」

に、「第4章 卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理」に、「第4章 市場施設の使用」を

第5章 市場施設の使用

理の方法（第85条）

に、「第82条～第94条」を「第86条～第98条」に、「第95条～第101条」を「第99条～第105条」に、「第102条」を「第106条」に、「第103条～第107条」を「第107条～第111条」に、「第5章」を「第6章」に、「第108条～第110条」を「第112条～第115条」に、「第6章」を「第7章」に、「第111条～第114条」を「第116条～第119条」に、「第7章」を「第8章」に、「第115条～第117条」を「第120条～第124条」に、「第8章」を「第9章」に、「第118条～第128条」を「第125条～第135条」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項第3号及び第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条から第12条まで1条ずつ繰り上げる。

第2章第2節中第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第1

4条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項前段中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項後段中「の各号」を削り、同条を第15条とする。

第17条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項前段中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項後段中「の各号」を削り、同条を第16条とする。

第18条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項前段中「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項後段中「の各号」を削り、同条を第17条とする。

第19条を第18条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

第23条前段中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第2章第3節中第24条を第23条とする。

第25条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項前段中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第26条を第25条とする。

第27条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「第13条第2項第7号」を「第12条第2項第7号」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同条を第26条とする。

第28条中「第20条」を「第19条」に、「第22条」を「第21条」に改め、同条を第27条とする。

第2章第4節中第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第31条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項前段中「第13

条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第30条とする。

第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第34条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項前段中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項後段中「の各号」を削り、同条を第33条とする。

第35条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項前段中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項後段中「の各号」を削り、同条を第34条とする。

第36条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項前段中「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項後段中「の各号」を削り、同条を第35条とする。

第37条前段中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「第19条」を「第18条」に改め、同条後段中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第3章中第38条を第37条とし、第39条から第46条までを1条ずつ繰り上げる。

第47条第2項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条を第46条とする。

第48条第2項中「取扱品目の部類ごとに別表第8」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 京都府の区域内において生産されたトマト

(2) 滋賀県又は京都府の区域内において生産された野菜のうち、次に掲げるもの

はくさい、小松菜、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、しゅんぎく、きゅうり、

なす、青とうがらし及びたけのこ（当該たけのこの出荷者が個人であるものを除く。）

(3) 国内産の果実のうち、次に掲げるもの

なし、もも、ぶどう、いちご、メロン及びすいか

第48条第3項中「別表第9」を「別表第8」に改め、同条を第47条とする。

第49条を第48条とし、第50条から第53条までを1条ずつ繰り上げる。

第54条第1項各号列記以外の部分中「第56条」を「第55条」に改め、「の各号」を削り、同条を第53条とする。

第55条を第54条とし、第56条を第55条とし、第57条を第56条とし、第58条を第57条とし、同条の次に次の1条を加える。

(卸売業者の市場外における販売の申請)

第58条 条例第39条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 名称及び代表者名

(2) 販売の相手方の業種（当該相手方が消費者であるときは、その旨）、方法、場所
その他の概要

(3) 販売をしようとする理由

(4) 販売開始の予定年月日

(5) 販売に係る事業計画

第59条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第41条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

第59条第2項各号列記以外の部分中「第41条第2項」を「第41条第5項」に改め、「の各号」を削り、同項第3号及び第4号中「又は名称」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第41条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 名称及び代表者名

(2) 契約の相手方である他の卸売市場において卸売の業務を行う者及び当該他の卸

売市場の名称

- (3) 契約に基づいて卸売をしようとする相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。以下この条において同じ。）
- (4) 契約に基づいて卸売をしようとする生鮮食料品等の品目及び数量の上限
- (5) 契約に基づいて卸売をしようとする期間
- (6) 契約に基づいて卸売をしようとする理由
- (7) 入荷量が著しく減少した場合の措置

3 条例第41条第4項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称及び代表者名
- (2) 買入れの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）
- (3) 販売の相手方の氏名及び住所
- (4) 契約に基づいて卸売をしようとする生鮮食料品等の品目及び数量の上限
- (5) 契約に基づいて卸売をしようとする期間
- (6) 契約に基づいて卸売をしようとする理由
- (7) 国内産農林水産物を利用した新商品の内容

第59条に次の1項を加える。

5 条例第41条第6項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 条例第41条第1項第2号イの規定による承認を受けた者

ア 名称及び代表者名

イ 契約の相手方である他の卸売市場において卸売の業務を行う者及び当該他の卸売市場の名称

ウ 契約に基づいて卸売をした相手方の氏名及び住所

エ 契約に基づいて卸売をした物品の品目及び数量並びに売上高

(2) 条例第41条第1項第3号イの規定による承認を受けた者

ア 名称及び代表者名

イ 買入れの相手方の氏名及び住所

ウ 販売の相手方の氏名及び住所

エ 契約に基づいて卸売をした物品の品目及び数量並びに売上高

第60条を次のように改める。

(市場外にある生鮮食料品等の取引等)

第60条 条例第43条第1項第3号に規定する別に定める生鮮食料品等は、次に掲げるものとする。

- (1) かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
- (2) かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
- (3) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干しにしたものを除く。）
- (4) 牛及び豚の部分肉、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉（その輸出国の政府又はこれに準じる機関が規格により格付けをしたものに限る。）並びに鳥肉及び鳥卵
- (5) 加工食料品（第1号から第3号までに掲げる加工食料品を除く。）
- (6) 現物を見なくても適正に取引することが可能な規格を有する生鮮食料品等（前各号に掲げるものを除く。）であって、市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして別に定めるもの

第61条の前の見出しを削り、同条第1項各号列記以外の部分中「第44条第2項」を「第43条第2項」に、「の各号に掲げる事項」を「に掲げるもの」に改める。

第61条第2項中「第44条第2項」を「第43条第2項」に改める。

第61条第3項中「第44条第1項第1号」を「第43条第1項第1号」に改める。

第62条各号列記以外の部分中「第44条第3項」を「第43条第3項」に、「の各号に掲げる事項」を「に掲げるもの」に改める。

第128条中「この規則に」の右に「定めるもののほか、この規則に」を加え、「及びこの規則」を「及び条例」に改め、同条を第135条とする。

第127条を第134条とし、第118条から第126条までを7条ずつ繰り下げる。

第8章を第9章とする。

第7章中第117条を第123条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員会に関する補則)

第124条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第116条第1項中「市長」を「委員長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員長は、委員の3分の1以上の者から委員会の招集の請求があつたときは、委員会を招集しなければならない。

第116条を第121条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部会)

第122条 部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 委員長が指名する委員

(2) 特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会は、部会長が招集する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、各部会の委員の互選により定める。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

第115条第1項中「京都市中央卸売市場第一市場取引委員会」を「京都市中央卸売市場第一市場青果部取引委員会、京都市中央卸売市場第一市場水産物部取引委員会」に改め、同条を第120条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第114条を第119条とし、第111条から第113条までを5条ずつ繰り下げる。

第6章を第7章とする。

第5章中第110条を第115条とし、第109条を第113条とし、同条の次に次の1条を加える。

(改善措置命令の基準)

第114条 条例第75第2項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 法人 次に掲げる基準

ア 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が10パーセントを下回っていること。

イ 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じていること。

(2) 個人 次に掲げる基準

ア 第1号アに掲げる基準に準じて別に定める基準に該当していること。

イ 連続する3以上の年において、事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があること。

第108条を第112条とする。

第5章を第6章とする。

第4章第4節中第107条を第111条とし、第104条から第106条までを4条ずつ繰り下げる。

第103条中「別表第10」を「別表第9」に改め、同条を第107条とする。

第102条中「第95条」を「第99条」に、「第96条」を「第100条」に改め、第4章第3節中同条を第106条とする。

第4章第2節中第101条を第105条とし、第97条から第100条までを4条ずつ繰り下げる。

第96条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「第83条第1項」を「第87条第1項」に改め、同条を第100条とする。

第95条を第99条とする。

第4章第1節中第94条を第98条とし、第82条から第93条までを4条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法

第85条 条例第63条の2第1項第1号に規定する施設の取扱品目は、青果、水産物及び食肉の各品目とする。

2 卸売業者、仲卸売業者その他市場において生鮮食料品等を取り扱う者（以下「卸売業者等」という。）は、施設ごとに品質管理の責任者を選任しなければならない。

- 3 卸売業者等は、前項の規定により品質管理の責任者を選任したときは、その旨を市長に届け出なければならない。品質管理の責任者を解任したときも、同様とする。
- 4 品質管理の責任者は、施設内の温度を調節することができる設備を有する施設において当該施設内の温度を当該施設で取り扱う生鮮食料品等の品目に応じ別に定める温度に保つよう努めるほか、生鮮食料品等の鮮度の保持に努めなければならない。
- 5 卸売業者等は、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。
 - (1) 施設及び用具の清浄，殺菌その他市場内の衛生を保持するための措置
 - (2) 物品を市場内に留め置く時間を短縮するための措置
 - (3) 物品の破損及び汚損を防止するための措置
 - (4) その他市長が必要と認める措置

第81条各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第2号を次のように改める。

- (2) 次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる事項

ア 仲卸業者に完納奨励金(消費税額等相当額を含む。以下同じ。)を交付しようとするとき 当該仲卸業者の氏名(法人にあつては，名称及び代表者名)

イ 売買参加者に完納奨励金を交付しようとするとき 氏名及び住所(法人にあつては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)

第3章中第81条を第84条とする。

第80条各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第1号中「予見できない」を「予見することができない」に改め，同条第2号中「または」を「又は」に改め，同条に次の1号を加える。

- (3) 条例第43条第1項第3号の規定により卸売をした場合にあつては，当該卸売前に仲卸業者又は売買参加者に提供した情報の内容と現品の内容が著しく相違している場合

第80条を第83条とする。

第79条の見出し中「の承認申請」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「一に掲げる」を「いずれかに該当する」に改め、同項第4号中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条第3項を削り、同条を第82条とする。

第78条を第81条とする。

第77条の見出し中「承認申請」を「届出」に改め、同条各号列記以外の部分中「承認」を「届出」に、「受けよう」を「しよう」に改め、「の各号」を削り、「申請書」を「届出書」に改め、同条第2号中「しようとする」を「行った」に改め、同条第4号中「しようとする」を「行った」に改め、同条を第80条とする。

第76条を第79条とし、第75条を第78条とする。

第74条中「第56条第2項前段」を「第56条第2項」に改め、同条を第77条とする。

第73条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第55条第1項に規定する別に定める時刻は、卸売のための販売の開始の時刻とする。

第73条を第76条とし、第72条を第75条とする。

第71条第1項各号列記以外の部分中「第51条第2項」を「第51条第4項」に改め、「の各号」を削り、同条を第74条とする。

第70条第2項を削り、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第50条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

第70条第1項第1号中「又は名称」を削り、同項第2号中「物品」を「生鮮食料品等」に改め、同項第4号中「又は名称」を「及び住所」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第50条第2項第3号イ及び第5項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。以下この条において同じ。）
- (2) 買入れの相手方の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）
- (3) 販売の相手方の氏名及び住所
- (4) 卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする生鮮食料品等の品目及び数量の上限
- (5) 買入れの実施期間
- (6) 新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓の内容
- (7) 卸売業者から買い入れることが困難な理由

第70条を第72条とし、同条の次に次の1条を加える。

（開設区域内における仲卸業務以外の販売の承認）

第73条 条例第51条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
- (2) 販売の相手方、方法、場所その他の概要
- (3) 販売をしようとする理由
- (4) 販売開始の予定年月日
- (5) 販売に係る事業計画

第69条各号列記以外の部分中「第50条第2項」を「第50条第2項第1号」に、「卸売業者から買い入れることが困難なもの」とを「別に定める生鮮食料品等」に改め、「の各号」を削り、「物品」を「もの」に改め、同条第2号中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第50条第2項第1号の規定による許可を受けようとする仲卸業者は、買入れをしようとする日の3日前までに当該許可の申請をしなければならない。
- 3 条例第50条第2項第2号イに規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称及び代表者名
- (2) 契約の相手方である他の卸売市場において卸売の業務を行う者及び当該他の卸売市場の名称
- (3) 契約に基づいて他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をしようとする相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
- (4) 契約に基づいて他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をしようとする生鮮食料品等の品目及び数量の上限
- (5) 契約に基づいて他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をしようとする期間
- (6) 契約に基づいて他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をしようとする理由
- (7) 入荷量が著しく減少した場合の措置

第69条を第71条とする。

第68条中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条を第70条とする。

第67条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「買受人」を「仲卸業者若しくは売買参加者」に改め、同条第2号中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条を第69条とする。

第66条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条第2号中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に、「又は名称」を「(法人にあつては、名称及び代表者名)」改め、同条を第68条とする。

第65条を第67条とし、第64条を第66条とし、第63条を第65条とし、第62条の次に次の2条を加える。

第63条 条例第43条第4項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称及び代表者名
- (2) 卸売をしようとする生鮮食料品等の品目及び数量の上限
- (3) 取引の方法
- (4) 卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
- (5) 卸売をしようとする期間
- (6) 取引に参加する仲卸業者又は売買参加者の氏名又は名称
- (7) 市長が取引の内容を閲覧する方法
- (8) 卸売をしようとする理由

2 条例第43条第5項第2号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 取引に係る物品の引渡し年月日、商品名(食肉にあつては、品種及び部位を含む。)、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために市長が必要と認める事項
- (2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等にあつては、同条第1項第1号に掲げる事項のうち別に定めるもの

(卸売業者への販売の委託等)

第64条 市長は、条例第45条の規定により卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めようとするときは、あらかじめ、条例第77条の2第1項に規定する委員会の意見を聴かなければならない。

別表第3中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。

別表第4中「第29条関係」を「第28条関係」に改める。

別表第5中「第32条関係」を「第31条関係」に改める。

別表第6中「第43条関係」を「第42条関係」に改め、同表備考以外の部分中

乳用牛	成牛	めす	A-5, A-4, A-3, A-2, A-1,
		おす	B-5, B-4, B-3, B-2, B-1,
		ぬき	C-5, C-4, C-3, C-2及びC-1とする。
	子牛		

を

乳用牛	成牛	めす	A-5, A-4, A-3, A-2, A-1,
		おす	B-5, B-4, B-3, B-2, B-1,
		ぬき	C-5, C-4, C-3, C-2及びC-1とする。
	子牛		
交雑種	成牛	めす	A-5, A-4, A-3, A-2, A-1,
		おす	B-5, B-4, B-3, B-2, B-1,
		ぬき	C-5, C-4, C-3, C-2及びC-1とする。
	子牛		
その他の牛	成牛	めす	A-5, A-4, A-3, A-2, A-1,
		おす	B-5, B-4, B-3, B-2, B-1,
		ぬき	C-5, C-4, C-3, C-2及びC-1とする。
	子牛		

に改める。

別表第6の2中「第43条関係」を「第42条関係」に改める。

別表第7中「第48条関係」を「第47条関係」に改め、同表青果部の項中「たけのこ」の右に「(当該たけのこの出荷者が個人であるものに限る。)」を加え、同表水産物部の項第1号を次のように改める。

(1) 国内産の天然水産物のうち、次に掲げるもの

活かれい類、活まだい、活ひらめ、活すずき、活あいなめ及び活あなご

別表第7水産物部の項第2号を削り、同項第3号イ中「及びゆでせこがに」を削り、同号ウ中「ちりめんじゃこ」の右に「及び煮干しいわし」を加え、同号を同項第2号とする。

別表第8を削る。

別表第9中「第48条関係」を「第47条関係」に改め、同表青果部の項中「及び青

とうがらし」を「，青とうがらし及びたけのこ（当該たけのこの出荷者が個人であるも

のを除く。）」に，

- | | |
|---|----|
| (1) レタス，ピーマン及び生しいたけ
(2) 京都府の区域外において生産されたトマト
(3) 滋賀県及び京都府の区域外において生産された野菜のうち，次に掲げるものはくさい，キャベツ，きゅうり及びなす
(4) 国内産のぶどう | 20 |
|---|----|

を

国内産のぶどう

20

に改め，同表水

産物部の項を削り，同表を別表第8とする。

別表第10中「第103条関係」を「第107条関係」に改め，同表を別表第9とする。

第1号様式中「第109条関係」を「第113条関係」に改める。

第2号様式中「第125条関係」を「第132条関係」に改める。

附 則

この規則は，平成17年5月1日から施行する。

(中央卸売市場第一市場管理課)